

令和5年5月8日以降の西東京市公共施設の対応について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」へ移行することに伴い、「西東京市公共施設の対応について（方針）」（令和5年2月13日本部決定）を廃止する。

併せて、「『新しい生活様式』における西東京市公共施設（貸館等）利用基準」（令和5年2月22日本部決定）を廃止する。

廃止

令和5年2月13日
施設関係各部

令和5年2月14日以降の西東京市公共施設の対応について（方針）

東京都の「感染拡大防止の取組（令和5年1月27日東京都決定）」及び都内の感染動向を踏まえ、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

記

1 利用の制限等を行う施設

- (1) 入浴施設 終日利用不可
- (2) 障害者総合支援センター「フレンドリー」
 - ・利用できない施設等
 - ア 多目的室（土・日曜日のみ貸出し）
 - イ 交流スペース、作品展示スペース
- (3) いこいの森公園（無料バーベキュー場）
利用人数制限ありで再開（令和5年3月1日から）

2 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、施設管理者及び施設利用者は、施設利用者自身の体調管理や施設利用前後における消毒作業等に関し、徹底を図ること。
- (2) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。
- (3) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (4) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。

廃止

対策本部決定議案
令和5年2月22日
企画部

「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準

令和2年5月26日

(令和2年6月18日 一部更新)

(令和2年10月16日 一部更新)

(令和4年11月8日 一部更新)

(令和5年3月13日 一部更新)

1 本基準の内容

この内容は、本市における公共施設（貸館等）利用の基準を示すものである。

2 共通事項

公共施設の貸館及び屋外施設の利用に際し、密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）をできるだけ回避することを前提に、感染症の状況及び各施設特性にあわせ、次の項目を遵守の上、各施設の利用ができるものとする。

(1) 施設利用定員については、感染防止対策を総合的に講じている場合、制限をしない。ただし、各施設の特性又は催し物等の施設利用の内容により、それぞれ施設管理者が定めた人数とすることができる。

(2) その他、施設利用に当たり、利用者が遵守すべき事項は、以下のとおりとする。

ア 施設利用者は、あらかじめ自宅等において検温等により体調の確認を行うこと（発熱や、風邪の症状、体調不良の場合は、利用を見送ること。）。

イ 施設利用者は、咳エチケット、手洗い・手指消毒などの基本的な感染防止対策を行うこと。

ウ 施設利用者は、当該施設の利用が終了した後、可能な範囲で利用箇所の消毒作業を行うこと（施設備付け器具等を使用した場合は、消毒の上、返却すること。）。

また、施設利用の後、速やかに退出することとし、施設管理者が行う換気作業時間の確保に協力すること。

3 各施設における利用細目

上記2に掲げるもの以外の細目については、各施設管理者が別に定めるものとする。

4 指定管理者が管理している施設の取扱い

指定管理者が管理している施設については、この基準を参考に市と指定管理者の協議において、別に定めるものとする。

5 基準の見直し

この基準は、感染症の流行状況等を勘案し、その状況により、適宜見直すものとする。

6 適用日

この基準は、令和2年5月26日から適用する。